は、三時限）を超えないこと（一日に三時限以上の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。この場合において、一日に四時限の教習を行うときは、二時限目以降の教習のうちのいずれかの教習の前に一時限に相当する時間以上の休息時間を置くこと。

レ　［略］

ソ　レの規定により道路において行う場合を除き、自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。

ツ～ム　［略］

二　学科教習については、次のとおりとする。

［イ～ヘ　略］

ト　前号ラに定める期間内に修了すること。

6　［略］

（技能検定）

**第三十四条**　［略］

2　卒業検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一　前条第五項第一号ラに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。

［二・三　略］

3　修了検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一　前条第五項第一号ラに定める期間内において、基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科㈠の学科教習を修了した者に限り行うこと。

［二・三　略］

四　修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第五項第一号ラに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わないこと。

タ　［同上］

レ　タの規定により道路において行う場合を除き、自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。

ソ～ラ　［同上］

［号の細分を一つずつ繰り下げる。］

二　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　前号ナに定める期間内に修了すること。

6　［同上］

（技能検定）

**第三十四条**　［同上］

2　［同上］

一　前条第五項第一号ナに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。

［二・三　同上］

3　［同上］

一　前条第五項第一号ナに定める期間内において、基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科㈠の学科教習を修了した者に限り行うこと。

［二・三　同上］

四　修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第五項第一号ナに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わないこと。